

(改正後全文)

## 工事等の積算内容等に対する疑義申立てに関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する工事等に係る入札又は見積（以下「入札等」という。）に対し、入札等参加者が契約締結前に積算内容、総合評価方式における評価結果又は公募型プロポーザル方式における審査結果に疑義申立てができることを定め、入札等及び契約に関する透明性及び公正性を確保することを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象となる工事等は、県が発注する全ての工事、測量等とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(入札等参加者への通知)

第3条 入札者又は見積者（以下「入札者等」という。）は入札結果を確認の上疑義申立ての判断をする場合は、当該工事等を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「担当課長等」という。）に、当該入札等の執行日から起算して3日以内（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に入札結果の請求を行うものとする。

請求を受けた担当課長等は、入札者等に次の書類を送付することにより、入札結果を通知するものとする。この場合において、入札結果には予定価格、最低制限価格及び調査基準価格を含むものとする。

- (1) 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達）様式3）
  - (2) 総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領（平成21年3月30日付け20財第3701号総務部長依命通達）様式第2号、同号附表及び第4号又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3722号総務部長依命通達）様式第2号及び第4号）
  - (3) 公募型プロポーザル方式審査結果（福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3651号総務部長依命通達）様式10）
- 2 前項の請求は、「工事等の積算内容等に対する疑義申立てのための入札結果の請求書」（様式3）に必要事項を記載し、担当課長等に提出することにより行う。

(疑義の申立て)

第4条 前条により通知を受けた入札者等は、当該入札等の積算内容等に疑義がある場合（既に公表されている資料等により内容が確認できるものを除く。）は、担当課長等に通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に申立てることができる。

また入札結果の請求を行わない入札者等は、当該入札等の積算内容等に疑義がある場合、当該入札等の執行日から起算して3日以内（休日を除く。）に担当課長等に申立てることができる。

疑義の申立を行う場合は、疑義の内容を具体的かつ特定できるよう示した上で申立てるものとする。

- 2 前項の申立ては、「工事等の積算内容等に対する疑義申立て書」（様式1）（以下「申立て書」という。）に必要事項を記載し、担当課長等に提出することにより行う。
- 3 申立て書の提出は、定められた期日以内に、担当課長等が収受できるように行うものとする。

(申立て内容の検討)

第5条 担当課長等は、疑義の申立てをした者に対し、疑義の申立てのあった日を含め3日以内(休日を除く。)に「工事等の積算内容等に対する疑義申立てへの回答書」(様式2)により回答するものとする。

2 担当課長等は、申立てのあった疑義の内容について検討し、契約の可否を判断する。

3 担当課長等は、前項で検討した結果、契約することが適切でないと判断した場合は、契約を締結しないものとする。

4 担当課長等は、疑義の申立てがない場合または第2項で検討した結果、契約を締結することが適切であると判断した場合は、契約を締結する。

(契約手続きに関する特例)

第6条 担当課長等は、入札者等の全員から開札後の疑義申立てや入札結果の請求を行わない旨の確認が得られた場合は、契約の手続きを進めることができるものとする。

また、入札結果の請求者全員から疑義申立てを行わない旨の確認が得られた場合も、契約の手続きを進めることができるものとする。

2 前項の確認は、入札者等から担当課長等に提出のあった「工事等の積算内容等に対する疑義申立て等確認書」(様式4)により行う。

附則

この試行要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、平成25年10月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

様式 1

工事等の積算内容等に対する疑義申立て書

年 月 日

工事等執行権者

住 所  
商号・名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
申 立 事 項	

様式2

工事等の積算内容等に対する疑義申立てへの回答書

年 月 日

様

工事等執行権者

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
申 立 事 項	
回 答 事 項	

様式 3

工事等の積算内容等に対する疑義申立てのための入札結果の請求書

年 月 日

工事等執行権者

住 所  
商号・名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
請 求 理 由 書	
入札結果を確認の上疑義申立てを行うかどうかの判断をしたいため、 入札結果の請求を行います。	

様式4

工事等の積算内容等に対する疑義申立て等確認書

年 月 日

工事等執行権者

住 所  
商号・名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
確 認 内 容	
(開札後) 1 上記工事等に対して疑義申立てを行う予定はありません。また、上記工事等に対して入札結果の請求を行う予定はありません。	
(入札結果通知後) 2 上記工事に対して疑義申立てを行う予定はありません。	

(該当する番号に○を付ける。)

## 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行 (疑義申立てまでの事務手続きフロー)

